

医療的ケア児通学支援事業利用の手引き 事業者編（令和8年4月版）

県立特別支援学校で、通学中に医療的ケアが必要となり、スクールバスでは対応が困難な医療的ケア児に対して、訪問看護等事業者の看護師が同乗する福祉タクシー等事業者の車両で、通学できるようにする事業です。令和8年度は、医療的ケア児1名当たり、年間12回を上限として本事業を利用できます。本事業にかかる必要な手続は、本手引きに加え、医療的ケア児通学支援実施要領等をご覧ください。

訪問看護等事業者向け

本事業における「訪問看護等事業者」とは、訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等、児童生徒の医療的ケアに対応できる看護師が所属する事業者のことです。

1 保護者等からの相談

本事業の利用を希望する保護者等から、確認書をもとに次の相談があります。①～⑧が可能な事業者のみ、本事業にご参加いただけます。お受けできるようにしたその旨をお伝えください。

- ① 通学時、看護師が福祉タクシー等に医療的ケア児と同乗して、車内で主治医の指示書にある医療的ケアを実施できますか。
 - ② 個別医療的ケア計画の作成ができますか。
 - ③ 個別救急マニュアルの作成ができますか。
 - ④ 学校が求める会議へ参加できますか。
 - ⑤ 医療的ケア児の健康状態等を日報（別添様式1）に書けますか。
 - ⑥ その他、学校が求める書類の作成ができますか。
 - ⑦ 医療的ケア児を通学で乗せられる車両はありますか（別に福祉タクシー等事業者と医療的ケア児を輸送する手続をする必要はありますか）。
 - ⑧ 通学中、看護師のための駐車場は必要ですか（医療的ケア児宅や学校に自家用車で集合しますか）。
- ※ 確認書は保護者が学校へ提出します。必要に応じて、事業者用、保護者用、学校用の3部作成してください。

【保護者に渡すもの】

- ・確認書
- ・事業者のパフレット（保護者用・学校用）

2 通学開始に向けた会議

学校から、会議への参加依頼があります。

- ・学校は、保護者作成の利用希望事業者届に記載された事業者に対して、事業の説明と通学開始に向けた会議を開催する旨を連絡します。
- ・保護者等、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者、学校等が参加し、医療的ケア児の安全な通学のために必要なことを話し合いますので、ご参加いただきますようお願いいたします。
- ・会議で協議書を作成します。

3 学校と契約

通学開始に向けた会議で、必要な事項について共通理解が図れましたら、改めて学校から契約についての連絡があります。互いに条件の合意ができましたら契約を締結します。

【委託内容】

- ・保護者からの予約に基づき、福祉タクシー等に医療的ケア児と同乗して、車内で医療的ケアを実施すること。
- ・医療的ケア実施にかかる、教育委員会及び学校が定める書類を作成すること。
- ・車内の医療的ケア児の健康状態及び医療的ケア実施状況について、保護者及び家庭へ報告すること。

【契約単価】

- ・訪問看護
診療報酬相当額
(本事業は医療保険対象外)
+
- ・交通費
事業所から学校又は医療的ケア児宅の間の交通費。学校又は医療的ケア児宅に看護師の自家用車を駐車する場合の医療的ケア児を送り届けた後の帰路分の交通費

【キャンセル規定】

- ・各事業の規定を踏まえます。

※仕様書を確認の上、見積書を学校にご提出ください。

4 個別医療的ケア計画の作成

契約を締結しましたら、契約に基づき、通学開始前に、必要書類の作成し、学校にご提出ください。書類は、必要に応じて、保護者等、主治医、学校に問合せ作成し、作成したものの保護者等に十分に説明してください。

【学校に提出するもの】

- ・個別医療的ケア計画
- ・個別救急マニュアル
- ・その他、学校が求める書類

5 試走・通学開始

必要書類をご提出後、利用予定の前月 15 日までに、保護者等から予約の連絡があります。

初回は試走とし、保護者も車両に同乗します。そこで、通学開始に向けた会議で話し合ったことができるか確認します。確認できれば、以後、希望がない限り、保護者は同乗しません。

キャンセルは、保護者等から連絡があります。

利用前の流れ

- ① 前月 15 日までに保護者から予約がある。

利用当日の流れ

(登校時、看護師が自家用車で集合する場合の例)

- ① 看護師は、保護者が指定した場所に自家用車を駐車する。
- ② 看護師と福祉タクシーが集合すると、保護者が医療的ケア児を福祉タクシー脇まで運び、看護師に実施カードを渡して医療的ケア児の健康状態を説明する。このとき(乗車前)、看護師は、医療的ケア児の健康状態を確認し、日報に記入する。
(車両で通学させることが困難な健康状態であれば、その旨、保護者に伝えてください。)
- ③ あらかじめ決めた方が車両に医療的ケア児を乗せる。乗車後、看護師が医療的ケア児の健康状態を確認、日報に記入し、問題なければ、福祉タクシーに出発を指示する。
- ④ 乗車中、看護師は、医療的ケア児を観察し、必要に応じて車両を駐停車させ、健康状態を確認したり、医療的ケアを実施したりする。都度、健康状態等を日報に記入する。
- ⑤ 学校到着後、降車前に医療的ケア児の健康状態を確認し、日報に記入する(その他、必要事項も記入する)。

- ⑥ あらかじめ決めた方が車両から医療的ケア児を降ろし、学校職員に引き渡す。降車後、学校職員に保護者からあずかった実施カードと記入した日報を渡して、保護者からの引継ぎ事項及び車両内での医療的ケア児の健康状態を説明する。

- ⑦ 公共交通機関を利用し、自家用車駐場所まで移動、自家用車を出発させ事業所へ。
※ 下校時の場合、日報を翌月 10 日までに学校へ提出する(3月は月末までに提出する)。

利用後の流れ

- ① 月末に実施状況を取りまとめ、翌月 10 日までに業務実績報告書(看護)(別添様式 2)を提出する(3月は月末までに提出する)。
- ② 業務実績報告書を確認した学校から、連絡があった後に請求書を提出する。

【学校に提出するもの】

- ・毎回 日報
- ・翌月 10 日(3月は月末) 業務実績報告書 → 請求書

※ 別途、年度末に年間の実績報告を求める場合があります。

福祉タクシー等事業者向け

本事業における「福祉タクシー等事業者」とは、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の旅客自動車運送事業(一般乗用旅客自動車運送事業)について、同法に基づき国土交通大臣の許可を受けた事業者、又は自家用有償旅客運送(福祉有償運送)について、同様に許可を受けた事業者のことです。

医療的ケア児と看護師(加えて保護者)を乗車させ、医療的ケア児宅と学校間を輸送してください。途中、医療的ケア実施のために、車両を駐停車させる必要があります。

1 保護者等からの相談

本事業の利用を希望する保護者等から、確認書をもとに相談がありますので、サービス内容・料金・キャンセル規定等をご説明ください。

医療的ケア児を乗せることができる車両のタイプ、大きさをよく確認してください。医療的ケア児に加えて、看護師や保護者が乗車することにも留意してください。

運賃を距離制又は時間制のどちらにするかは、保護者と相談して決めてください。

運賃は保護者と、介助手数料等が必要な場合は加えて学校との契約等の手続となり、請求先が2か所となることに留意してください。

お受けできるようにしたらその旨を保護者等にお伝えください。また、1回当たりの見積書(運賃とその他介助手数料等がわかるように内訳を明記)を作成し、保護者等に渡してください。

【保護者に渡すもの】

- ・確認書
- ・見積書
- ・事業者のパンフレット(保護者用・学校用)

2 通学開始に向けた会議

学校から、会議への参加依頼があります。

- ・学校は、保護者作成の利用希望事業者届に記載された事業者に対して、事業の説明と通学開始に向けた会議を開催する旨を連絡します。
- ・保護者等、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者、学校等が参加し、医療的ケア児の安全な通学のために必要なことを話し合いますので、ご参加いただきますようお願いいたします。
- ・会議で協議書を作成します。

3 利用手続

通学開始に向けた会議で、必要な事項について共通理解が図れましたら、改めて保護者等から利用手続についての連絡があります。通学開始に向けて、福祉タクシー等事業者が定める必要な手続を行ってください。運賃の請求は、保護者等となるようにお願いします。

利用に関する手続が済みましたら、保護者等と児童生徒の輸送にかかる同意書を作成してください。同意書は、保護者が学校へ提出しますので、必要に応じて保護者用・事業者用・学校用の3部作成してください。

同意書を受け取った学校から、介助手数料等にかかる契約について連絡があります。互いに条件の合意ができましたら契約を締結します。

【保護者に渡すもの】

- ・児童生徒の輸送にかかる同意書
- ・事業者が定めた利用に関かかる書類

【業務内容】

- ・保護者からの予約に基づき、福祉タクシー等を配車し、医療的ケア児宅と学校間を医療的ケア児と看護師を輸送すること。

【料金】

- ・運賃：国土交通省の認可に基づく距離制又は時間制料金
- ・介助手数料等：各事業者の規定に基づき協議し定めます(3,000円までは学校との契約)

【キャンセル規定】

- ・各事業の規定を踏まえです。
- ※仕様書を確認の上、改めて見積書を学校にご提出ください。

4 試走・通学開始

契約締結後、利用予定の前月15日までに、保護者等から予約の連絡があります。

初回は試走とし、医療的ケア児と看護師に加え、保護者も車両に同乗します。そこで、通学開始に向けた会議で話し合ったことができるか確認します。確認できれば、以後、希望がない限り、保護者は同乗しません。

キャンセルは、保護者等から連絡があります。

利用前の流れ

- ① 前月15日までに保護者から予約がある。

利用当日の流れ

(登校時の例)

- ① 車両は、保護者が指定した場所に駐停車する。
 - ② 看護師と福祉タクシーが集合すると、保護者が医療的ケア児を車両脇まで運ぶ。看護師と保護者で引継ぎの後、乗車前に看護師が医療的ケア児の健康状態を確認する。
 - ③ あらかじめ決めた方が車両に医療的ケア児を乗せる。乗車後、看護師が医療的ケア児の健康状態を確認し、問題なければ、看護師の指示で出発する。
 - ④ 運行中、看護師が医療的ケア児を観察し、必要に応じて駐停車を指示するので、速やかに安全な場所に駐停車する。
 - ⑤ 学校到着時、学校が指示する場所に車両を駐停車する。看護師は、降車前に医療的ケア児の健康状態を確認する。
 - ⑥ あらかじめ決めた方が車両から医療的ケア児を降ろし、学校職員に引き渡す。学校事務室に運行伝票(様式を問わない)を提出する。車内に忘れ物がないか確認する。
- ※ 下校時においては、出発前に運行伝票を事務室へ仮に提出し、医療的ケア児を送り届けた後、電話で報告して受理してもらうことも考えられます。

利用後の流れ

- ① 月末に実施状況を取りまとめ、翌月 10 日までに業務実績報告書（車両）（別添様式 3）を提出する（3月は月末までに提出する）。
- ② 業務実績報告書を確認した学校から、連絡があった後に請求書を提出する。

【学校に提出するもの】

- ・ 毎回 伝票
- ・ 翌月 10 日(3月は月末) 業務実績報告書 → 請求書

※ 別途、年度末に年間の実績報告を求める場合があります。

Q&A

Q1

看護師も車両も有しており、本事業における訪問看護と医療的ケア児の輸送の両方のサービスが提供できますが、手続はどのようにすればよいでしょうか。

A1

本事業の訪問看護等事業者と福祉タクシー等事業者の手続をそれぞれ行ってください。

Q2

登校時、看護師が自家用車で医療的ケア児宅に集合した場合、医療的ケア児を学校に送り届けたあと、どのように看護師は医療的ケア児宅に戻ればよいでしょうか。

A2

事業者が看護師を送迎できない場合、公共交通機関の利用を想定した額を交通費としてお支払いします。ただし、医療的ケア児宅又は学校の立地が公共交通機関の利用が困難である場合は、契約前に学校へ相談してください。

Q3

通学中の車両内ではどのような医療的ケアが実施されますか。

A3

たんの吸引などの日常的応急処置であって、学校生活において日常的に実施されている医療的ケアの範囲を超えません。

Q4

看護師の代わりに介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員でもよいですか。

A4

看護師に限ります。

Q5

本事業は医療保険の適用対象ですか。

A5

適用対象外です。

Q6

福祉タクシーではなく、一般タクシーも事業の対象となりますか。

A6

本事業の対象となります。

Q7

タクシー事業者ですが、利用にあたっては、初期費用として登録料が必要です。

A7

毎回の通学に必要なとらない登録料等は、前述の介助手数料等に含まれません。保護者に理解いただき、請求いただく必要があります。

Q8

タクシー事業者ですが、伝票を毎回学校に出す必要がありますか。

A8

どのタクシー事業者が、医療的ケア児を輸送し、乗降介助等を実施したのか確認するため必要としています。他の方法をご提示の上、学校と協議いただくことも可能です。

- ・ 手続きについては、学校にご相談ください。
- ・ 利用は県の予算の範囲内です。超える場合、年度途中で利用中止となる可能性があります。
- ・ 別添の各様式は参考様式であり、適宜修正して使用いただけます。修正するときは、事前に学校へ相談してください。
- ・ 「医療的ケア児通学支援事業要項」「医療的ケア児通学支援実施要領」なども確認してください。また、本手引きを含め、内容に変更がある場合がありますので、必ず最新のものを確認してください。下記の WEB ページに各様式も含め掲載します。
- ・ 関連ウェブページ
<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/5043.html>

群馬県教育委員会特別支援教育課
電話 027-226-4656

